

令和7年4月から入院時の食事代が変わります

厚生労働省の改正にともない、令和7年4月1日から入院時の食事代（入院時食事療養費・入院時生活療養費）が以下のとおり引き上げられます。

* 食事療養費標準負担額

[入院時の食事代の標準負担額]

区分					食事代 (1食あたり)
課税世帯					510円
非課税世帯	70歳未満		過去12か月の入院日数	90日まで	240円
				91日目から	190円
	70歳以上	低所得Ⅱ	過去12か月の入院日数	90日まで	240円
				91日目から	190円
		低所得Ⅰ			110円

* 生活療養標準負担額

[入院時の食事代および居住費の標準負担額（療養病床の65歳以上の人のみ）]

区分				食事代 (1食あたり)	居住費 (1日あたり)
課税世帯	医療区分Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ ※			510円	370円
非課税世帯	65歳以上70歳未満		医療区分Ⅰ	240円	
			医療区分Ⅱ・Ⅲ	90日まで	
				91日目から	
	70歳以上	低所得Ⅱ	医療区分Ⅰ	240円	
			医療区分Ⅱ・Ⅲ	90日まで	
				91日目から	
		低所得Ⅰ	医療区分Ⅰ	140円	
			医療区分Ⅱ・Ⅲ	110円	

※指定難病の方は300円です。

※医療区分Ⅱ・Ⅲは入院医療の必要性が高い方、医療区分Ⅰはそれ以外の方です。